

業務委託契約書(案)

件名 平成31年度国立文楽劇場公演記録映像の収録及び完成パッケージ作成業務

委託者 独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「甲」という。)と受託者 ○○○○○○○○○○○(以下「乙」という。)との間において、上記の役務(以下「本件役務」という。)について、次の条項によって業務委託契約を締結する。

(委託)

第1条 甲は、乙に対し、本件役務を依頼し、乙はこれを受諾した。

(役務)

第2条 乙は、本件役務を、別紙の仕様書及び図面に基づいて行うものとする。

(履行期間)

第3条 本件役務の履行期間は平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

(委託代金)

第4条 本件役務の委託代金は、収録機器一式の1日当たりの単価並びに公演記録映像収録業務従事者(以下「収録業務従事者」という。)及び公演記録映像編集業務従事者(以下「編集業務従事者」という。)の各業種の1ポスト当たりの単価を、別紙の単価表のとおりとする。

(債権譲渡の禁止)

第5条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(業務完了報告及び検査)

第6条 乙は、月ごとの業務完了後に業務完了報告書を作成し、これを甲の国立文楽劇場部事業推進課調査資料係に提出するものとする。

2 甲は、業務完了報告書を受領した日から10日以内に、乙が完了した本件役務が契約の内容に適合しているか否かを検査し、これを確認する。

3 乙が完了した本件役務が契約の内容に適合していない場合は、甲は、乙に対し口頭または書面により改善要求を行い、乙は、以後の業務履行について適切かつ速やかな改善を図るものとする。

(委託代金の支払)

第7条 委託代金は、月ごとの業務完了の都度、支払うものとし、その金額は、第4条の収録機器一式の各単価に当該月に使用した各日数を乗じて得た金額、並びに収録業務従事者及び編集業務従事者の各業種に係る第4条の各単価に当該月に業務を実施した各ポスト数を乗じて得た金額の和に、消費税額及び地方消費税額を加算した金額(当該金額に円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた金額とする。)とする。

2 乙は、前条の業務完了報告書の提出及び検査合格後に請求書を甲の国立文楽劇場部事業推進課調査資料係に送付するものとする。

3 甲は、乙に対し第1項の委託代金を甲乙間で合意した銀行口座に送金して支払う。
ただし、支払は、乙が前項により発行した請求書を甲が受領した日から30日以内
に行うものとする。

(契約保証金)

第8条 甲は乙に対し、本契約の締結につき甲の会計規程第26条に基づく契約保証金の
納付を免除する。

(収録機器の搬入及び搬出並びに現地調整等)

第9条 乙は、収録機器の搬入及び搬出並びに現地調整等に要する費用を負担するもの
とする。

(事故)

第10条 乙の使用人が、甲の施設内においてなす業務上の行為はすべて乙の責任とする。
また、乙の使用人が業務上負傷し、又は死亡した場合は、すべて乙の責任とする。

(原状回復)

第11条 乙が甲の設備その他を毀損又は滅失したときには、直ちに甲に報告するととも
に、その毀損又は滅失が乙の故意又は過失によるときは、乙の負担において原状に
回復するものとする。

(秘密保持)

第12条 甲及び乙は、本契約の締結及び本件役務をなすに当たって知り得た相手方の秘
密、情報等を外に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約期間終了後
においても同様とする。

(契約の解除)

第13条 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方は本契約を解除す
ることができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により本契約の履行が不能になったとき。
- (2) 本件役務をなす能力を失ったとき。
- (3) 相手方の信用又は名誉を傷つける等、相手方との信頼関係が損なわれたとき。
- (4) 強制執行、仮差押、仮処分を受け、又は、合併、解散、破産、会社更生、民
事再生の申立があったとき。
- (5) その他、本契約の条項のいずれかに違反したとき。

(属性要件に基づく契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず、本契
約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはそ
の役員又はその支店の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為
の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）
第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認めら
れるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又
は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損
害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められ

るとき。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（行為要件に基づく契約の解除）

第15条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて分任契約担当役等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第16条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（損害賠償）

第17条 第13条から第15条のいずれかにより本契約が解除されたときは、被解除者は、これにより解除者の被った損害を賠償しなければならない。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第18条 乙（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約期間全体の支払総金額の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確

定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「受託者等」という。))に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 本契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙は、本契約に関して、第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(遅延利息)

第19条 乙が前条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(合意管轄)

第20条 甲と乙とは、本契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを合意する。

(協議事項)

第21条 本契約書に定めのない事項については、民法その他関係法令に則り、甲、乙誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通ずつを保有するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 大阪府大阪市中央区日本橋1丁目12番10号
独立行政法人日本芸術文化振興会
分任契約担当役
国立文楽劇場部長 農端 徹也

乙

単価表

| 項目 | 単価 (税抜き) | 単位 |
|--------------------------------|-------------|-----|
| 1. 収録機器一式 仕様書2.(1)⑤(I)(i) | 円 | 日 |
| 2. 収録機器一式 仕様書2.(1)⑤(I)(ii) | 円 | 日 |
| 3. 収録機器一式 仕様書2.(1)⑤(I)(iii) | 円 | 日 |
| 4. 収録機器一式 仕様書2.(1)⑤(I)(iv) | 円 | 日 |
| 5. 収録業務従事者 テクニカルディレクター | 円 | ポスト |
| 6. 収録業務従事者 カメラマン | 円 | ポスト |
| 7. 収録業務従事者 ビデオエンジニア | 円 | ポスト |
| 8. 収録業務従事者 VTRオペレーター | 円 | ポスト |
| 9. 編集業務従事者 | 円 | ポスト |